



# 労務通信 159号



成迫 社会保険労務士法人  
 松本事務所 TEL 0263-88-2862  
 長野事務所 TEL 026-291-4152  
 飯田事務所 TEL 0265-49-3602

## マイナ保険証について

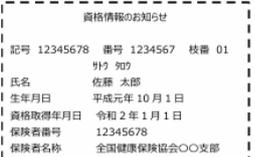


令和6年12月2日より、現在の健康保険被保険者証のカードが廃止され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証に切替が開始されます。今回は、移行に伴いマイナ保険証についてご説明いたします。

### 【健康保険証に代わる証明】

令和6年12月2日以降、新たに健康保険証が発行される場合に、現在の健康保険証は発行されなくなり、代わる証明は、次の3つの方法があります。このどちらかの方法により、医療機関を受診いただくことになります。

### 健康保険証に代わる証明について

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診する時	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型（色は黄色） 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診する時	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付（申請不要） ・既加入者には本年9月に送付。マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する時	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示※資格情報のお知らせのみでは受診不可

③の「資格情報のお知らせ」が事業所に届きましたら、従業員にお渡しいただき、**資格情報のお知らせのところ**を切り取り、マイナンバーカードと一緒に保管いただくようご案内ください。

### 【マイナ保険証にするメリット】

- ・医療費が高額になる場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
  - ・就職や転職後の保険証の切替・更新が不要になります。
  - ・高齢受給者証の持参が不要になります。
  - ・「資格情報のお知らせ」が届く前にカードリーダーが設置されている医療機関であれば受診することができます。
- また、マイナポータルにログインすると、健康保険証の資格情報、高齢受給者証の情報、限度額適用認定証関連情報、特定疾病療養受給証の情報、医療費の記録、薬の記録が確認できます。

### 【現在の健康保険証の使用期限】

おもな健康保険証の使用期限をご紹介します。

- ・全国健康保険協会 令和7年12月1日
- ・医師国民健康保険組合 令和7年9月30日
- ・全国歯科医師国民健康保険組合 令和7年7月31日

お手元の健康保険証の右上に「有効期限」が印字されている健康保険証をお持ちの場合は、その日付まで使用できます。

以上のように、令和6年12月2日マイナ保険証への切替にあたり、医療機関を受診する際にお困りにならないよう、マイナンバーカードをお持ちでない方は申請するなど、生活に大きく関わる健康保険証の変更についてご注意いただければと存じます。

酒井 清美